

中間市保育所徴収金額表(令和2年10月～)

別表第3(第2条関係)

支給認定区分3号(3歳未満児)

各月初日の支給認定保護者の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額) 単位:円			
階層区分	定義	子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条に規定する保育必要量			
		保育標準時間(11時間)		保育短時間(8時間)	
		中間市	国	中間市	国
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B1	市町村民税非課税のひとり親世帯等	0	0	0	0
B2	市町村民税非課税でB1階層以外の世帯	0	0	0	0
C1	市町村民税所得割課税額48,600円未満のひとり親世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
C2	市町村民税所得割課税額48,600円未満でC1階層以外の世帯	13,000 (6,500)	19,500 (9,750)	12,700 (6,350)	19,300 (9,650)
D0-1	市町村民税所得割課税額48,600円以上77,101円未満のひとり親世帯等	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)	9,000 (0)
D0-2	第1階層を除き、当該年度の4月分から8月分までの利用者負担額の算定にあつては、前年度の9月分から3月分までの利用者負担額の算定にあつては当該年度分の市町村民税の額の区分が右欄の区分に該当する世帯	17,000 (8,500)	30,000 (15,000)	16,700 (8,350)	29,600 (14,800)
D0-3	市町村民税所得割課税額57,700円以上65,000円未満でD0-1階層以外の世帯	17,000 (8,500)		16,700 (8,350)	
D1-1	市町村民税所得割課税額77,101円以上97,000円未満のひとり親世帯等	21,500 (10,750)		21,100 (10,550)	
D1-2	市町村民税所得割課税額65,000円以上97,000円未満でD0-1階層及びD1-1階層以外の世帯	21,500 (10,750)		21,100 (10,550)	
D2	市町村民税所得割課税額97,000円以上169,000円未満の世帯	32,000 (16,000)	44,500 (22,250)	31,400 (15,700)	43,900 (21,950)
D3	市町村民税所得割課税額169,000円以上301,000円未満の世帯	43,000 (21,500)	61,000 (30,500)	42,200 (21,100)	57,100 (28,550)
D4	市町村民税所得割課税額301,000円以上397,000円未満の世帯	57,500 (28,750)	80,000 (40,000)	56,500 (28,250)	78,800 (39,400)
D5	市町村民税所得割課税額397,000円以上の世帯	72,000 (36,000)	104,000 (52,000)	70,700 (35,350)	102,400 (51,200)

※注意※ ひとり親等世帯とは…母子家庭・父子家庭・在宅障害児(者)のいる世帯・特別児童扶養手当受給世帯・障害年金受給世帯【多子軽減措置】

- B2、C1階層及びD0-1階層に該当する世帯は、第1子の年齢に関係なく、第2子目以降から無料とする。
 - C2階層及びD0-2階層に該当する世帯は、第1子の年齢に関係なく、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
- ※ただし、上記1、2の子どもの年齢や勤務状況等により、生計を一にすると認められない場合は、軽減措置の対象外となる。
- D0-3からD5階層に該当する世帯は、第1子が小学校就学前児童の場合、第2子の保育料は半額、第3子以降は無料とする。
 - 上記3は、D0-3からD5階層に該当する世帯であつて、同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚園、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している場合に適用する。